

大磯町の給与・定員管理等について

※各欄中、国の「減額前」については、国の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
24年度	33,263人	9,723,678千円	224,910千円	2,186,470千円	22.5%	22.6%

※人件費には町長、副町長、議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たりの給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	245人	927,567千円	205,880千円	339,727千円	1,473,174千円	6,013千円	5,691千円

※ 職員手当には退職手当は含みません。

※ 職員数は4月1日現在の人数です。

※ 給与費については、短時間勤務職員（再任用・任期付）の給与費は含まれており、職員数には当該職員は含んでいません。
なお、短時間勤務職員を含めた一人当たりの給与費は、5,666千円となります。

(3) 給与改定及び抑制措置の概要

① 給与改定の概要

人事院が国家公務員の給与に対して行った勧告（人事院勧告）に基づく改正の経過

（一般職）

項 目	大磯町の改定状況	実施時期	国
給料	△3.0%改定	H17.12～	△3.0%改定
	平均△4.8%改定（最高△7.0%）	H18.4～	平均△4.8%改定（最高△7.0%）
手当	配偶者に係る扶養手当を500円減額	H17.12～	配偶者に係る扶養手当を500円減額
	勤勉手当における支給率を年0.5ヶ月増	H17.12～	勤勉手当における支給率を年0.5ヶ月増
	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率8～10%を地域手当一律3%に改定	H18.4～	調整手当支給率0～12%を地域手当0～18%に改定
	配偶者以外3人目以降に係る扶養手当を500円増額	H20.4～	配偶者以外3人目以降に係る扶養手当を500円増額
	期末勤勉手当における支給率を年0.35ヶ月減	H21.6～	期末勤勉手当における支給率を年0.35ヶ月減
	期末勤勉手当における支給率を年0.2ヶ月減	H22.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.2ヶ月減

（常勤特別職等：町長・副町長・教育長）

項 目	大磯町の改定状況	実施時期
手当	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～
	調整手当支給率8%を地域手当3%に改定	H18.4～
	期末手当における支給率を年0.35ヶ月減	H21.6～
	期末手当における支給率を年0.2ヶ月減	H22.12～

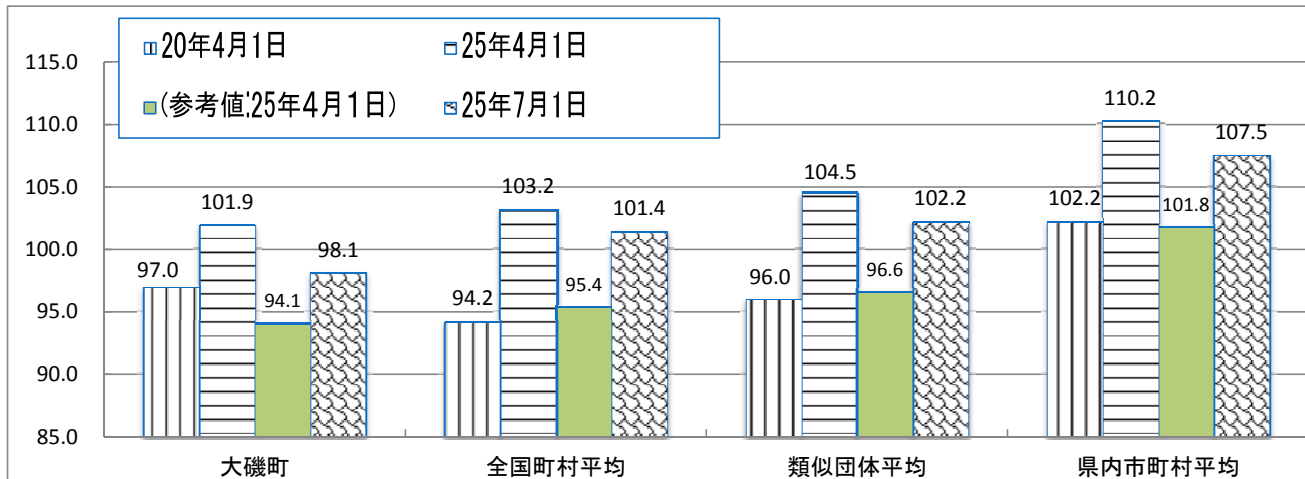
② 給与抑制措置の状況

（一般職）

・行財政改革のため、平成16年4月から調整手当の支給率を一律10%から部長・課長級の支給率8%（△2%）、副主（技）幹・主査級の支給率を9%（△1%）に削減するとともに、管理職手当を部長級15%（△3%）・課長級14%（△3%）・副主（技）幹級12%（△3%）に削減を実施しました。（「調整手当においては、現在、「地域手当」に名称が変更となり、国の基準に基づき、一律3%となっております。）

・平成25年7月～26年3月 国の要請等を踏まえ、給料の2～5%減額措置を実施（手当に連動）

(4) ラスパイレス指数の状況



※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。

(ラスパイレス指数の算出方法)

地方公務員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、地方公務員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに地方公務員と国家公務員の給料を比較して算出します。

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 「参考値」は国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大磯町	43.1歳	316,796円	395,118円	368,652円
神奈川県	43.0歳	329,586円	439,497円	383,418円
国	43.1歳	307,220円	—	376,257円
国(減額前)		332,446円	—	405,463円
類似団体	42.5歳	318,183円	372,035円	349,189円

※ 平均給与月額(国比較ベース)は国家公務員が公表に含めていない手当(時間外・休日・夜間・特殊勤務・宿日直・通勤・管理職員特別勤務・宿日直)があることから、比較のため、国と同じベース(給料・扶養・地域・管理職・住居)で再計算したものです。

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	民間			参考
						対応類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
大磯町	55.5歳	20人	285,980円	322,735円	312,274円	—	—	—	—
清掃職員	55.9歳	5人	323,260円	376,164円	363,744円	廃棄物処理業従業員	44.6歳	290,600円	1.29
学校給食員	56.4歳	5人	241,020円	263,916円	259,411円	調理士	41.5歳	280,600円	0.94
用務員	54.8歳	4人	301,450円	330,263円	328,263円	用務員	53.7歳	202,700円	1.63
自動車運転手	***	1人	***	***	***	自家用乗用自動車運転者	51.2歳	242,400円	***
その他	56.6歳	5人	279,340円	309,856円	300,436円				
神奈川県	53.9歳	385人	354,351円	430,511円	405,855円				
国	49.9歳	3272人	272,119円	—	309,534円				
国(減額前)			286,850円		325,400円				
類似団体	49.8歳	(団体平均)14人	289,569円	315,862円	305,687円				

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	大磯町（C）	民間(D)	C/D
清掃職員	5,969,000円	3,980,600円	1.50
学校給食員	4,154,000円	3,688,700円	1.13
用務員	5,243,000円	2,809,400円	1.87
自動車運転手	***	3,290,200円	***

※「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「民間」の欄においては、「賃金構造基本統計調査」の数値（22～24年の3か年平均）を基に、職務の内容が類似と思われる職種の労働者のデータを総務省において再集計したものであるが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではなく、ひとつの参考として示したものです。

※「***」で表示しているものは、対象者が2名以下であり、個人情報が特定されるため、公表していません。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		大磯町	神奈川県	国	国(減額前)
一般行政職	大学卒	175,600円	178,800円	163,987円	172,200円
	高校卒	147,200円	144,500円	133,418円	140,100円

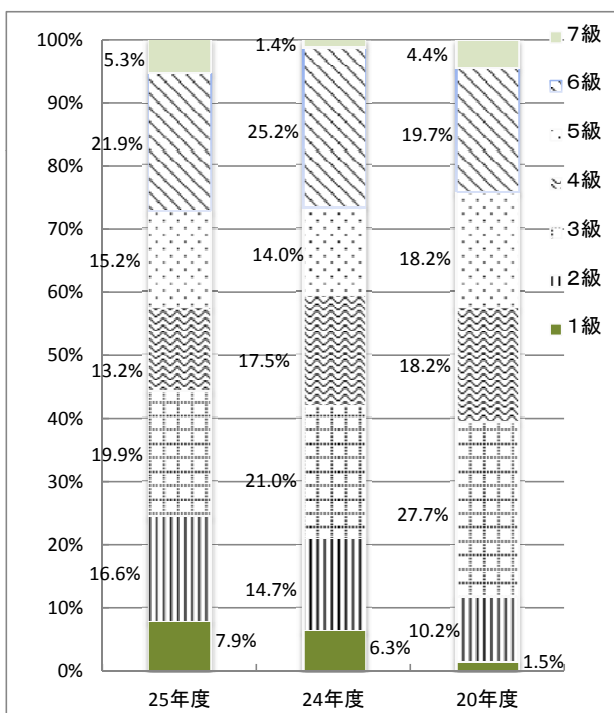
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,700円	337,400円	367,500円	402,800円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	一号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主 事 補	12人 (9人)	7.9% (6.3%)	135,600円	218,600円
2級	主 事	25人 (21人)	16.6% (14.7%)	161,600円	274,700円
3級	主任主事	30人 (30人)	19.9% (21.0%)	228,600円	336,300円
4級	主 査	20人 (25人)	13.2% (17.5%)	252,600円	366,400円
5級	副 主 幹	23人 (20人)	15.2% (14.0%)	279,100円	427,800円
6級	課 長	33人 (36人)	21.9% (25.2%)	307,800円	454,800円
7級	部 長	8人 (2人)	5.3% (1.4%)	339,100円	482,800円
合 計		151人 (143人)	100.0% (100.0%)		



- (注) 1 「大磯町職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 職員数には、税務職員、保健師、栄養士、保育士、消防職員、技能労務職員、教育公務員を含みません。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級の該当する代表的な職務です。
 4 () 内は、前年4月1日現在の状況です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1年間の人事評価に基づく勤務成績により、毎年1月1日にA～Eの5段階の昇給区分で昇給します。

区分	A	B	C	D	E
昇給号数	8以上	6	4	2	0

(注) なお、55歳以上は上記の昇給の2分の1の昇給抑制、57歳以上は昇給停止を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大磯町		神奈川県		国	
一人当たり平均支給額(24年度)		一人当たりの平均支給額(24年度)		-	
1,384千円		1,628千円			
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～18%	・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	無	・管理職加算	10～20%	・管理職加算	10～25%

※ 括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

大磯町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
一人当たり平均支給額	13,630,519円				

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、支給は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合によるものです。

(3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	32,386千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	120,647円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
大磯町全域	3%	(全職員)	3%

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	1,178千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	29,440円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	15.4%		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	火災その他の災害に出動	出動1回につき、200円
		救急事故に出動し、被救助者の救出、救助に従事した場合	出動中救急救命士法に基づく処置を行った場合、出動1回につき、510円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	51,585千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	275,850円

(6) その他の手当

手 当 名		本町内容及び単価等		国の内容及び単価等		支給実績 (24年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者	13,600円	配偶者	13,000円	32,067千円	235,782円	
	配偶者以外の扶養親族のうち、2人まで	6,500円	配偶者以外の扶養親族のうち、2人まで	6,500円			
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目	7,000円	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目	6,500円			
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円			
	その他の扶養親族	5,500円	その他の扶養親族	6,500円			
	特定扶養の期間（満16歳から満22歳）にある子1人に対する加算額	5,000円	特定扶養の期間（満16歳から満22歳）にある子1人に対する加算額	5,000円			
住居手当	借家・貸間	27,000円	家賃23,000円以下	家賃 - 12,000円	24,897千円	158,575円	
		家賃が27,000円未満のときは、家賃の額	家賃23,000円を超え55,000円未満	(家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円			
			家賃55,000円以上	27,000円			
	持家	10,000円	支給なし				
その他	支給なし		支給なし				
通勤手当	自転車等の交通用具を利用	2km～5km	4,000円	～5km	2,000円	17,655千円	76,551円
		5km～10km	5,200円	5km～10km	4,100円		
		10km～15km	7,300円	10km～15km	6,500円		
		15km～20km	8,900円	15km～20km	8,900円		
		20km～25km	11,300円	20km～25km	11,300円		
		25km～30km	13,700円	25km～30km	13,700円		
		30km～35km	16,100円	30km～35km	16,100円		
		35km～40km	18,500円	35km～40km	18,500円		
		40km～	20,900円	40km～45km	20,900円		
				45km～50km	21,800円		
			50km～55km	22,700円			
			55km～60km	23,600円			
			60km～	24,500円			
		6か月定期相当分を支給		6か月定期相当分を支給			
管理職手当	課長	14～16%	官職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額25%を限度		51,920千円	640,979円	
	副主幹	12%					
管理職特別勤務手当	課長	10,000円～12,000円	各官職及び区分により、勤務1回につき、6,000円～18,000円の範囲内で支給（6時間を超える場合は、5割増）		439千円	8,129円	
	副主幹	8,000円					
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135%を乗じた額を支給		休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135%を乗じた額を支給		5,905千円	164,008円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25%を乗じた額を支給		正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25%を乗じた額を支給		2,383千円	79,400円	
宿日直手当	勤務1回につき、6,700円		勤務の態様に応じ、勤務1回につき、4,200円～20,000円を支給		1,153千円	10,840円	

5 特別職等の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	383,500円(767,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000円/383,500円
	副町長	311,500円(623,000円)	750,000円/311,500円
	教育長	287,500円(575,000円)	-
報 酬	議長	423,000円	486,500円/227,000円
	副議長	344,000円	419,300円/182,000円
	議員	315,000円	390,000円/157,000円
期末手当	町長 副町長 教育長	(24年度支給割合) 3.85月分	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 4.15月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	給料月額×勤続月数×37.5/100	13,806,000円 任期ごと
	副町長	給料月額×勤続月数×25/100	7,476,000円 任期ごと
教育長	給料月額×勤続月数×20/100	5,520,000円 任期ごと	

※ 教育長の類似団体における最高/最低額については、国の公表がありません。

※ 町長・副町長・教育長の給料の括弧内の額は、減額前の金額です。

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48か月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

【町長・教育長・副町長における減額措置の状況】	
平成13年度～20年度	期末手当を町長50%、助役30%、収入役及び教育長20%減額（19年4月から助役、収入役を廃止、副町長を設置）
平成23年3月～6月	給料・地域手当を町長・副町長90%減額（23年4月から副町長不在）
平成23年6月～	期末手当を町長・教育長50%減額（23年12月の期末手当はさらに町長50万円減額）
平成23年6月～9月	給料・地域手当を教育長75%減額
平成23年7月～	給料・地域手当を町長・副町長50%減額（25年3月末まで副町長不在、副町長は26年3月末まで減額）
平成23年10月～26年3月	給料・地域手当を教育長50%減額

6 職員数の状況（25年4月1日現在）

(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在・単位：人)

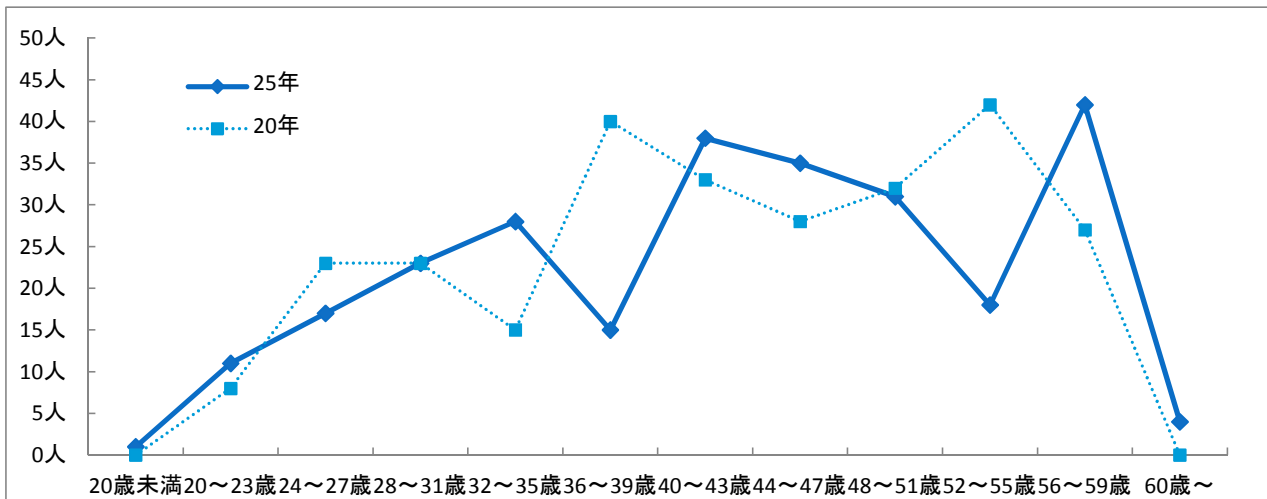
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	備 考	
		24年	25年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	人口1万人当たりの職員数 48.7人 (類似団体人口1万人当たりの職員数 51.41人)
		総 務	57	52	-5	
		税 務	13	12	-1	
		農林水産	5	6	1	
		商 工	3	4	1	
		土 木	24	26	2	
		民 生	29	33	4	
		衛 生	24	26	2	
	計	158	162	4		
	教育部門	43	43	0	人口1万人当たりの職員数 74.86人 (類似団体人口1万人当たりの職員数 67.51人)	
消防部門	45	44	-1			
小 計	246	249	3			
公営企業等 会計部門	下水道	6	6	0	人口1万人当たりの職員数 79.07人	
	その他	9	8	-1		
	小 計	15	14	-1		
合 計		261 〔334〕	263 〔334〕	2		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者等を含みます。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
25年	1人	11人	17人	23人	28人	15人	38人	35人	31人	18人	42人	4人	263人
20年	-	8人	23人	23人	15人	40人	33人	28人	32人	42人	27人	-	271人



(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	154	162	156	154	158	162	8 (5.2%)
教育	54	49	46	46	43	43	△ 11 (△ 20.4%)
消防	43	45	44	44	45	44	1 (2.3%)
公営企業等	21	15	15	15	15	14	△ 7 (△ 33.3%)
合計	272	271	261	259	261	263	△ 9 (△ 3.3%)

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者等を含みます。